## ≪補助メニュー3≫ソーラーカーポート導入補助金

法

自宅にソーラーカーポートを導入する方(自宅の屋根に太陽光発電設備を載せたくない方) ●申請より以前(町の事前確認より以前)に設置した場合は対象外 ●重点対策加速化補助金…要綱に記載されている要件を満たす場合に活用できます。 ・国(国の委託先も含む)の補助金を活用することはできません。 主な要件 対 ・太陽光発電について、自家消費率 30%以上であること、FIT・FIP制度は使 象 わないこと、売電時に J-クレジットを発生させないこと。 ・蓄電池を太陽光発電と同時に導入する場合は、設置費用を蓄電容量で割った 金額が 15.5 万円/kWh 未満のものが対象。 (設置費用は、機器・付属品及び工事に係る費用。税抜き) 7万円/kW(千円未満は切捨て) +設置費用(機器・工事)の 1/3 蓄電池を同時設置する場合 (上限 5 万 1 千円/kWh) 補 17 ソーラーカーポート +設置費用(機器・工事)の2/3 HEMSを同時新設する場合 〔太陽光発電システム〕 助 EV 同時導入加算 額 (重点対策加速化補助金) (前年度または当該年度にゼ ロカーボンシティ創成補助制 +15万円 度(重点対策加速化補助金) で EV を導入した場合) 以下の全てを充たすこと。 ● 町に住民登録を有し、1年以上の居住実態があること 補 補助の対象住宅の所有権を有していること 助 ● 申請日から起算して過去 3 年の間に同一内容の創工ネ・蓄エネ・省エネ機器に係る町補助 扙 金を交付されていないこと 象 申請者本人及び同居者において、町が徴収する税または料の滞納がないこと 者 開成町暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当する者及び暴力団員等が出資、融 資、取引その他の関係を通じて、その営業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。 募 【申請】各年度2月15日まで(重点対策加速化補助金以外は各年度3月15日まで) 集 (注)予算がなくなり次第受付終了 期 【完成】各年度2月末まで(重点対策加速化補助金以外は各年度3月末まで) 間 補助金交付申請書(第1号様式)に必要書類(補助区分ごとに異なります。 申 要綱別表第4を参照)を添えて環境課ゼロカーボンシティ推進班窓口にご持参ください(郵送 請 不可)。手続きの代行者を指名することもできます。 方

◎申請書を受理した後、町で現地確認(事前)を行います。

町からの交付決定通知を受け取ったあと、設置工事を行ってください。 請 工事完了後に環境課ゼロカーボンシティ推進班(TalO465-84-0314)にその旨お知らせくだ 求 方  $\downarrow$ 法 町による現地確認(事後)を実施しますので、その後補助金交付請求書(第15号様式)に必要 書類(補助区分ごとに異なります。要綱別表第5を参照)を添えて環境課ゼロカーボンシティ 推進班窓口にご持参ください(郵送不可。申請時に指名した手続代行者による提出可)。 太陽光発電設備稼働の日から1年後に月ごとの住宅のエネルギー使用量等について報告書 実 績 を提出してください。 (注)請求書(第15号様式)の受理日から起算して2年以内に報告書が提出されない場合は 報 告 補助金を返納していただく可能性があります。